

厚岸町選挙管理委員会告示第52号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条の規定により読み替えて準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成28年10月20日から平成28年11月3日まで縦覧に供する釧路十勝海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

平成28年10月5日

厚岸町選挙管理委員会委員長 室

美津雄



記

縦覧場所 厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場内 厚岸町選挙管理委員会事務室